

平成 30 年 4 月
東部ガス株式会社

電気需給約款等の内容の一部変更のお知らせ

拝啓 日ごろは東部ガスでんきをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、弊社は、本年 4 月 1 日より、以下の通りご契約内容の一部を変更いたしました。また、4 月の電気計量日より、ご契約の電気料金メニューの適用期間が更新となりましたので、電気事業法にもとづき、お知らせいたします。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

【主な変更点】

お客さまとのご契約内容の主な変更内容は以下の通りとなりました。なお、電気料金単価の変更はございません。

①電気需給約款

- ・用語の統一及びわかりやすい表現に変更いたしました。

②電気料金メニュー定義書（東部ガスでんき 1）

- ・基本料金と電力量料金の合計が 5 4 0 円（税込）を下回る場合は、その 1 か月の電気料金は、5 4 0 円（税込）と再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とする定め（最低月額料金）を廃止しました。
- ・基本料金と電力量料金等の合計が 0 円を下回る場合は、その 1 か月の電気料金は、再生可能エネルギー発電促進賦課金のみといたしました。

③電気料金メニュー定義書(東部ガスでんき 1～3)

- ・やむを得ない場合を除き、お客さまが電気料金メニューを新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、電気料金メニューを変更できないとする条件を追加いたしました。

【ご契約の電気料金メニューの適用期間の更新】

東部ガスでんきをご契約のお客さまの新たなご契約日を平成 30 年 4 月 1 日とし、ご契約期間を、平成 30 年 4 月の計量日から、平成 31 年 4 月の計量日の前日まで更新いたしました。

【供給地点特定番号】

停電時の復旧対応を迅速に行うためなどに必要な番号で、契約更新後も同じ番号を継続いたします。お客さまとの最初の需給開始の際にお送りした「電気契約内容のお知らせ」にてお知らせしております。

東部ガス株式会社は、東京ガス株式会社（小売電気事業者登録番号 A0064）と取次委託契約を締結し、東京ガスが供給する電気を販売いたします。